

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、浜田市の地球温暖化対策の推進、エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を図るとともに、本市における太陽光発電事業や蓄電所運用事業に関し、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、その事業を行う者が自然環境の保全や地域住民の安心安全に対して配慮すべき内容や調整すべき項目の目安を定めることにより、事業を行う者による適正な施設整備及び管理運営を促し地域との調和を図ることを目的とします。

(定義)

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 太陽光発電事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号) 第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とする発電設備を設置し発電する事業
- (2) 蓄電所運用事業 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号) 第 1 条第 19 号に規定する電力貯蔵装置を用いて電力系統に接続し電力の貯蔵や供給を行う事業
- (3) 事業者 太陽光発電設備又は蓄電所を設置する者、その設備を管理運営して事業を行う者、及びこれらの者との契約により事業の施工を請け負う全ての者
- (4) 事業区域 事業の用に供する一団の土地(事業に附属する管理施設等の敷地を含む。)の区域
- (5) 土地所有者等 土地所有者、占有者及び管理者
- (6) 地域住民等 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)を根拠とする「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(以下「説明会ガイドライン」という。)に基づき設定した次に掲げる者

ア 次に掲げる事業規模の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が当該各号に定める範囲内の区域(以下「近隣区域」という。)に存する土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者

- (ア) 小規模 事業による発電出力 50 kW未満の太陽光発電設備又は蓄電所については 100m
- (イ) 中規模 事業による高圧電力である発電出力 50 kW以上 2,000 kW未満(次号に定める事業に該当するものを除く。)の太陽光発電設備又は蓄電所については 300m
- (ウ) 大規模 事業による特別高圧電力である発電出力 2,000 kW以上(次号に定める事業に該当するものを除く。)の太陽光発電設備又は蓄電所については 600m
- (エ) 環境アセス規模 事業による発電のうち環境影響評価法(平成 9 年法律第

81号) (以下「環境アセス」という。) 第2条第2項及び第3項に規定する事業並びに島根県環境影響評価条例(平成11年条例第34号)(以下「県環境アセス」という。) 第2条第2項に該当する太陽光発電設備については1km以内隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者
ウ ア及びイに掲げるもののほか、事業の実施に伴い生活環境に多大な影響を受けると市長が認める者

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、電力出力の合計(事業者及び当該事業者と実質的に同一と認められる事業者が複数の事業区域に発電・蓄電施設(以下「事業施設」という。)を設置する場合及び実質的に一体と認められる事業区域に複数の事業施設を設置する場合は、これらの事業施設の出力の合計(以下「総発電出力」という。))が10kW以上の発電設備若しくは蓄電所の新設、増設又は設備更新について適用します。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- (1) 建築物及び営農地へ設置する太陽光発電事業
- (2) 電力系統に接続しない蓄電池事業
- (3) 国及び地方公共団体が行う事業

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとします。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこのガイドライン並びに環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守するとともに、自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に十分配慮し、災害発生を抑制し、地域住民等との良好な関係の保持に努めてください。

2 事業者は、前項に定めるほか、地域住民等への地元貢献及び本市の地域経済循環への寄与並びにエネルギーの地産地消に努めてください。

(土地所有者等の責務)

第6条 事業区域の土地所有者等は、適正な土地の管理に努め、事業者の開発行為に係る土地所有者責任を自覚し、事業者とともに事業終了後の原状回復に努めてください。

(抑制区域)

第7条 市長は、特に配慮が必要と認められる次に掲げる区域を、事業の実施を抑制す

べき区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができます。

- (1) 保安林及び保護林の区域（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び保護林設定管理要領（平成 27 年林野庁長官通知第 49 号）で指定された森林）
 - (2) 砂防指定地（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）で指定された土地）
 - (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）で指定された区域）
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により指定された区域）
 - (5) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）で指定された区域）
 - (6) 河川区域、河川保全区域及び河川予定地（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）で指定された区域）
 - (7) 国や県、市が指定する文化財の存する区域（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、島根県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 6 号）及び浜田市文化財保護条例（平成 17 年条例第 114 号）で指定された文化財が存する区域）
 - (8) 景観計画重点地区（浜田市景観条例（平成 28 年条例第 47 号）で指定された区域）
 - (9) 市内にある国や県が指定する自然公園及び日本の棚田百選の区域（西中国山地国立公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、三隅町室谷の棚田、旭町都川の棚田）
 - (10) 上水道の水源に係る取水地点（島根県知事に提出した浜田市上水道事業認可書に記載した取水地点）から 1 km 周辺域
 - (11) その他市長が特別に適当でないと認めた区域
- 2 事業者は、事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含まないように努めてください。
 - 3 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条第 1 項に規定する協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な協議を行い許可、認可その他これらに類する処分（以下「許認可等」という。）を得ることができます。
 - 4 市長は、前項で事業者が許認可等を得られる場合は、その区域を抑制区域から除外することができます。

（事前協議）

第 8 条 事業者は、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、事業の概要を示した計画書（以下「事業計画書」という。）を用いて市長と協議してください。

- 2 事業者は、事業計画書に次に掲げる書類を添えて協議してください。
 - (1) 事業者の概要（会社概要、事業実績、資本関係等）
 - (2) 事業施設の概要（仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等）
 - (3) 事業区域の位置図（施設配置図等）
 - (4) 近隣区域の範囲が分かる図面
 - (5) 現況写真と事業運用開始予想図（モニタージュを含む）

- (6) 維持管理に係る計画書（緊急対応体制を含む）
 - (7) 資金計画書（撤去費用積立計画書を含む）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な提案又は助言することができます。

（地域住民等への説明）

- 第9条 事業者は、第22条第1項の規定による適合申請書を提出する前に、「説明会ガイドライン」に従い地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告してください。ただし、発電出力が10kW以上50kW未満でありかつ第7条の抑制区域に該当しない場合で、事業区域から100m以内の自治会長が説明会を実施する必要がないと認めたときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができます。
- 2 事業者は、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（以下「説明会等」という。）の実施における地域住民等からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業計画に対する理解を得ることに努めてください。
- 3 事業者は、質問等が特に多い場合や後日に回答をする場合など必要があるときは、再度説明会を開催して、質問回答書を作成し配布するとともに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答してください。また、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で再度の話し合いの機会を設けてください。

（要配慮施設への説明）

- 第10条 事業者は、近隣区域に次に掲げる施設（以下「要配慮施設」という。）があるときは、第22条第1項の規定による適合申請書を提出する前に、要配慮施設を管理する者に対して説明を行い、その結果を市長に報告してください。
- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）で規定する学校）
 - (2) 児童福祉施設及び障害児通所支援事業を行う事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）で規定する施設）
 - (3) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所及び地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で規定する施設）
 - (4) 病院、診療所及び助産所（医療法（昭和23年法律第205号）で規定する施設）
 - (5) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）で規定する施設）
 - (6) 介護老人保健施設及び介護医療院（介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する施設）
 - (7) 境内建物（宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定する施設）
- 2 事業者は、説明の実施における要配慮施設を管理する者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業に対する理解を得ることに努めてください。

(地元貢献)

第 11 条 事業者は、本市で実施する事業による事業収益の一部を事業期間中に継続的に還元するなど、地域住民等や地元自治会等に裨益する地元貢献策を検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(地域経済の循環)

第 12 条 事業者は、本市で実施する事業により、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用など、本市の地域経済の循環に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(エネルギーの地産地消)

第 13 条 事業者は、本市で実施する事業により確保した電気の一部を市民及び市内の電力需要家が消費・活用できるようにするなど、電気の地産地消に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(協定の締結)

第 14 条 事業者は、地域住民等と生活環境の保全に関する内容及び地元貢献策についての協定を締結するよう努めてください。

- 2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等に対し必要な助言をすることができます。
- 3 事業者は、第 1 項の協定を締結したときは、当該協定書の写しを市長に提出してください。

(施設名称)

第 15 条 事業者は、当市における事業施設の名称を定めるときは、資本又は実質的に支配関係にある親会社等の名称を入れ、事業者自体を特定できる名称を日本語表記で付してください。

(維持管理)

第 16 条 事業者が事業施設を維持管理するときは、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないよう、事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理してください。

- 2 事業者は、事故又は災害により事業区域の周辺地域において自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあるときは、直ちに状況の確認及び被害の発生防止又は拡大防止のために必要な措置を行い、速やかに市長に報告するとともに、地域住民等に説明してください。
- 3 事業者は、事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、事業施設の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処

理に要する費用を確保してください。

- 4 事業者は、事業施設の事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険に加入してください。
- 5 事業者は、事業施設の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築してください。
- 6 事業者は、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じてください。

(定期報告)

第 17 条 事業者は、事業施設（発電出力 50 kW未満を除く。）の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項を市長に報告してください。

- (1) 前年度の事業区域及び事業施設の維持管理状況
 - (2) 前年度の事業に係る運営状況
 - (3) 前条第 3 項に規定する費用の確保状況
- 2 前項の規定による報告は、事業が終了した後、事業施設の撤去及び廃棄が完了するまで行ってください。

(地位の継承)

第 18 条 事業者が本市における事業の全部を譲渡するなど事業支配親会社が変わった時、又は事業者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた支配親会社又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人（この条において「譲受者等」という。）は、事業者の地位を承継するものとします。

- 2 事業者は、事業の全部を譲渡し、又は合併若しくは分割によりその地位を承継させようとするときは、その地位を承継させる 6 月以上前に、市長に届け出てください。
- 3 事業の相続人は、相続によりその地位を承継した日から 14 日以内に、市長に報告してください。
- 4 譲受者等となる者（相続によりその地位を承継する者を除く。以下同じ。）は、第 2 項の規定による事業者の届出後、譲受者等となる前に、地域住民等に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。
- 5 譲受者等となる者は、近隣区域に要配慮施設があるときは、譲受者等となる前に、要配慮施設の管理者に対し地位の承継に関する説明を行い、その結果を市長に報告してください。
- 6 譲受者等となる者は、前 2 項の説明会等の実施における地域住民等又は要配慮施設の管理者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業者の地位を承継する事業に関する理解を得ることに努めてください。

- 7 譲受者等は、事業者が第 14 条の規定による協定を締結していた場合は、当該協定の効力を承継するものとし、譲受者等の名で改めて協定を締結してください。

(事業の終了)

- 第 19 条 事業者は、事業を終了し、事業施設を撤去しようとするときは、事業を終了する 6 月以上前に、市長に届け出てください。
- 2 事業者が前項の届出をするときは、第 16 条第 3 項に規定する費用の積立状況の報告及び事業施設の撤去・廃棄に係る計画書を併せて提出してください。
- 3 事業者は、第 1 項の届出後、事業を終了する前に、地域住民等に事業の終了に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。
- 4 事業者は、事業を終了したときは、事業区域の原状回復に努め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適切に処理するとともに、事業施設の撤去・廃棄及び原状回復が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告してください。
- 5 市長は、前項の規定による報告があったときは、市長が指定する職員に現地確認を行わせます。

(立入調査)

- 第 20 条 市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、市長が指定する職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、その業務の状況若しくは事業施設、その他の区域を調査させ、又は関係者に質問させることができます。ただし、事業区域に立ち入る場合は事業者又は所有者の許可を得ることとします。

(提案及び助言)

- 第 21 条 市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう提案又は助言することができます。

(事業計画の適合申請)

- 第 22 条 事業者は、事業計画がこのガイドラインに適合していることを示すため、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書（様式第 1 号、以下「申請書」という。）を第 8 条の事前協議後で着工日の概ね 6 月前の日以前までに市長に提出してください。ただし、環境アセス規模の事業の場合は、計画段階環境配慮書の縦覧の終了日までに市長に提出してください。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その適否を浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書（様式第 2 号、以下「通知書」という。）により相手方に通知するとともに、その旨を公表することができます。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画の内容が別表の事業規模別の適合を求める項目と照合し、その全ての項目に適合した場合に限

り適合すると認めます。

- 4 環境アセス規模の事業について県知事から市長意見が求められたときは、通知書の内容を県知事に提出する市長意見の参考にします。

(事業計画の変更)

第 23 条 事業者は、前条の申請書を提出した後に事業計画の内容を変更するときは、市長と協議するとともに市長が必要と認めたときは、申請書を再度提出してください。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を再度審査し、その適否を通知書により相手方に通知します。

(適合通知書の変更・取消)

第 24 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、通知書の内容を変更あるいは取り消すことができます。

- (1) 申請書の内容に偽りや誤りがあったとき及び第 22 条第 3 項の規定による判断に誤りがあったとき。
- (2) 申請書を提出した後に事業計画を変更し、その内容を市長に協議しなかったとき。

(関係機関への報告)

第 25 条 市長は、第 22 条第 2 項の規定による通知を行ったときは、当該通知の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができます。

(その他)

第 26 条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

附則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

(経過措置)

- 2 このガイドラインは、施行の日以後に初回の説明会等が行われる施設の新設、増設又は設備更新に係る事業について適用します。
- 3 このガイドラインの施行の日前に初回の説明会等を終えた事業については、事業者が任意で申請書を提出することができます。
- 4 過去に申請書を提出していない事業について県知事から環境アセスメントに係る市長意見を求められたときは、事業者に申請書の提出を求めます。